平成２０年（フ）第５７７号
秋田市川尻町字大川反170番地の51
破産者　ヤマト急送株式会社
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８５号
相模原市中央区清新１丁目６番１号
破産者　株式会社フォレストホーム
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４４８号
岐阜市鷺山1706番地３
破産者　横山　　進
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第７３１４号
大阪市浪速区恵美須西２丁目14番１号
破産者　株式会社シェリフ
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１６５号
大阪府豊中市利倉東１丁目16番６号
破産者　シンワテック株式会社
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７０号
奈良県吉野郡吉野町大字峰寺508番地
破産者　株式会社北谷組
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所五條支部

平成１９年（フ）第９０７号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手2904番地４
破産者　北薩摩事業協同組合
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５７７号
埼玉県所沢市北野１丁目23番地の19
破産者　加藤　護夫
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５７９号
埼玉県日高市大字鹿山682番地４
破産者　冨永　俊昭
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第９８６号
宮城県塩竈市野田９番６号野田マンション梵601号
破産者　永野　春雄
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４３１号
相模原市南区上鶴間５丁目１番10号　ルークス303、開始決定時の住所神奈川県相模原市上鶴間本町７丁目32番４号
破産者　福丸　繁美
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１０１号
長野県上田市下之郷1422番地
破産者　松川　敬一
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１１２６号
京都市南区吉祥院西ノ内町73番地
破産者　石原　幹子
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第４８１１号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番７―701号、開始決定時の住所大阪市東住吉区桑津１丁目12番９―1207号
破産者　宮野　　渉
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５４３号
神戸市須磨区禅昌寺町１丁目33番７号
破産者　田中　康雄
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４４号
奈良市秋篠町1227番地の３
破産者　長井美智子
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１１７９号
広島市佐伯区皆賀３丁目16番５号
破産者　インテリアハウスウェンディこと　林　弘志
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０号
秋田市飯島西袋２丁目17番31号
破産者　石井美保子
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部